

「千葉県地球温暖化防止計画(平成 18 年6月改定版)」の概要

—平成 18 年 6 月記者発表資料—

県では、平成 12 年に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定し、各種の啓発や県自らの取組を強化しながら地球温暖化対策を進めてきました。

しかしながら、県内の温室効果ガス排出量は基準年（1990（平成 2）年）に比べて 2002（平成 14）年時点で 9.6%増加しています。また、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、我が国の削減約束の達成に向け、本県においても今後さらに削減に向けた積極的な行動が必要となっています。

そこで、新たに主体別の削減目標などを盛り込んだ計画へと改定を行いました。

今後、事業者、NPO をはじめ 600 万県民の方々と連携・協働して、家庭や事務所等でのエネルギー使用量の削減など地球温暖化対策の一層の推進を図ってまいります。

（計画の概要）

○計画期間：2006（平成 18）年から 2010（平成 22）年

○削減目標：家庭のエネルギー使用量を 10%削減など、主な主体別にわかりやすく設定

○削減効果：基準年に比べて、-1.3%の水準まで温室効果ガスの排出量が減少

○推進体制：県民、NPO、事業者などが参加した推進会議を設置

1 計画改定に当たっての視点

現行計画では、温室効果ガス総排出量での目標としていたため個別主体への取組促進が図りづらく、また、計画の進行管理の仕組みを構築しなかったなどの課題があり、これらを踏まえて計画の見直しを行い、京都議定書の達成に向けて、地域からの貢献を行うことにしました。

- （1）京都議定書の 6%削減約束の確実な達成に向けた国の「京都議定書目標達成計画」との整合を図ること
- （2）県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が参加・連携し、地球温暖化対策を進めること
- （3）実施主体を明確にし、わかりやすい目標とするなど実効性のある施策を盛り込むこと
- （4）見直し後の計画を適切に推進するため、計画、実行、点検、見直し（PDCA サイクル）を重視した推進体制を構築すること

※ 国の6%削減目標の内訳と県計画での削減率

区 分	削減率	県計画での削減率
温室効果ガス削減対策	0.5%	0.8%
森林吸収源	3.9%	0.5%
京都メカニズム（排出権取引等）	1.6%	—
合 計	6%	1.3%

2 「千葉県地球温暖化防止計画（平成18年6月改定版）」の概要

（1）計画の基本的事項

① 計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地域推進計画
- ・千葉県環境基本計画に基づく地球環境保全に係る行動計画

② 計画期間：2006（平成18）年から2010（平成22）年

③ 対象ガス：「京都議定書」で定められた6種類の温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）

④ 計画の基準年：1990（平成2）年（HFC、PFC、SF₆は1995（平成7）年）

（2）削減目標と具体的な取組メニュー

温室効果ガスの97%以上を占める二酸化炭素について、家庭、事務所等、運輸（貨物自動車）、製造業の4部門（主体）について、それぞれ削減率の目標を設定し、取組を進めます。

○家 庭

①削減目標

- ・家庭1世帯当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、灯油）を10%削減
- ・自家用自動車1台当たりの燃料使用量を10%削減
- ・一人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を概ね10%削減

②取組メニュー例

- ・テレビをつけっぱなしにしない
- ・エアコンの使用時間を1日1時間短縮する
- ・使い終わったら温水洗浄便座のフタを閉じる

○事務所等

①削減目標

- ・床面積1平方メートル当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を5%削減

②取組メニュー例

- ・省エネルギー機器の導入
- ・不必要な照明の消灯など省エネ行動の実践

○運輸（貨物自動車）

①削減目標

- ・貨物自動車1台当たりの燃料使用量を5%削減

②取組メニュー例

- ・低燃費、低公害車の導入
- ・輸送ルートの効率化など輸送手段の改善

○製造業

①削減目標

- ・化学工業、石油精製業、鉄鋼業、その他の製造業ごとに、製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量等を10%削減

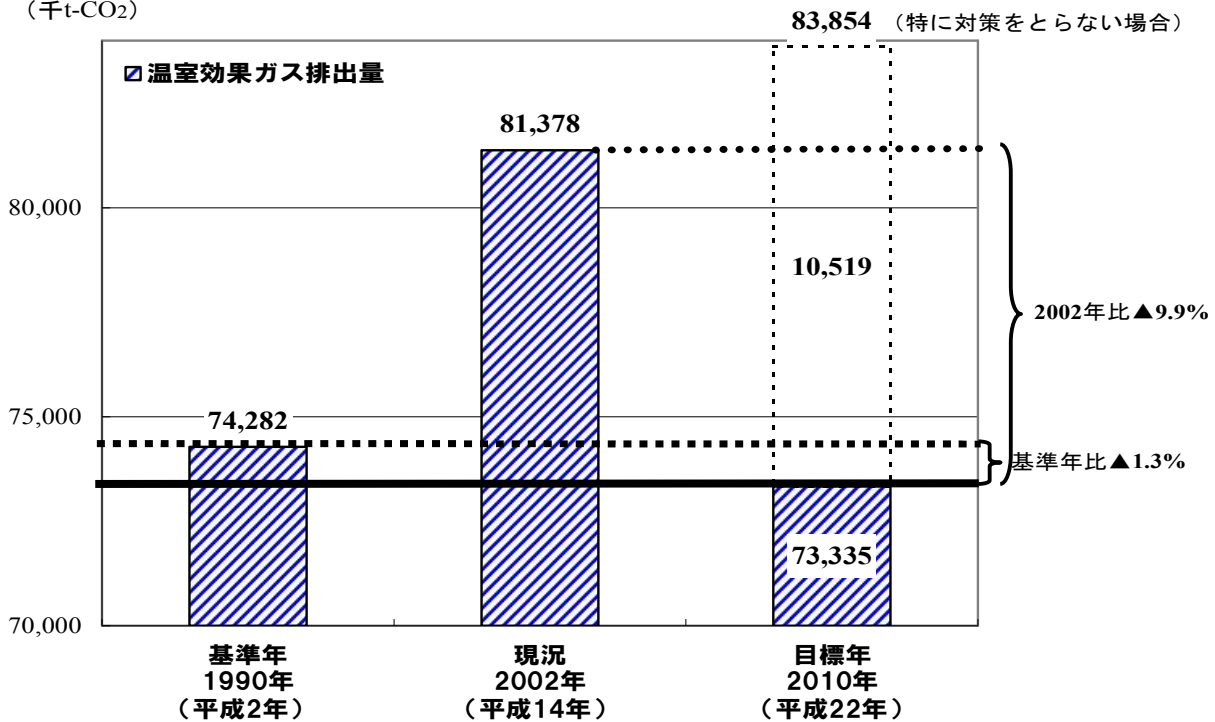
②取組メニュー例

- ・工場等におけるエネルギー管理の徹底
- ・太陽光発電など新エネルギー等の導入

(3) 対策による排出削減効果

- ・現状から特に対策をとらない場合、2010年（平成22年）の温室効果ガス排出量はさらに増加し、83,854千t-CO₂と推計されます。
- ・（2）の取組及び各種の削減対策等により10,519千t-CO₂が削減され、基準年に比べて-1.3%の水準まで温室効果ガスの排出量が減少すると見込まれます。
- ・また、現状（2002年）に比べて、-9.9%の水準まで減少が見込まれます。

(千t-CO₂)



(4) 重点プロジェクト

本県において、確実に二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出削減対策を進めるために、課題の緊急性、対策の実施による効果等を踏まえ、10の重点プロジェクトを推進します。

重点プロジェクト

① 地球温暖化防止取組支援事業

県民、NPOなどの先導的取組に対する経済的支援と優良事例の表彰

② 温室効果ガス排出量報告制度の導入

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者を対象に、温室効果ガスの算定や再生可能エネルギーの導入など事業者の自主的取組等にかかる報告制を導入

③ E S C O事業の導入

二酸化炭素排出量の多い県有施設の効果的・効率的な省エネルギー化を図るとともに、民間における導入を促進

④ バイオマスの利活用の推進

バイオマス利活用実証試験や市町村の「バイオマスタウン構想づくり」への支援、バイオマスタウン中核施設（10箇所程度）の設置促進

⑤ 新エネルギーの導入促進

太陽光や風力などの新エネルギー等による発電設備等の県有施設への導入や県内への普及

⑥ 森林吸収源の確保

森林組合、NPO等が行う計画的な森林づくりへの支援や、県民や里山活動団体、市町村等が一体となった里山保全の仕組みづくり

⑦ 環境に配慮したライフスタイル・事業活動の促進

オフィス、家庭での適温冷暖房の実施、省エネ対策の取組推進など、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換の促進

⑧ 千葉県地球温暖化防止対策実行計画の推進

県自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの率先した削減推進

⑨ 環境的に持続可能な交通の実現

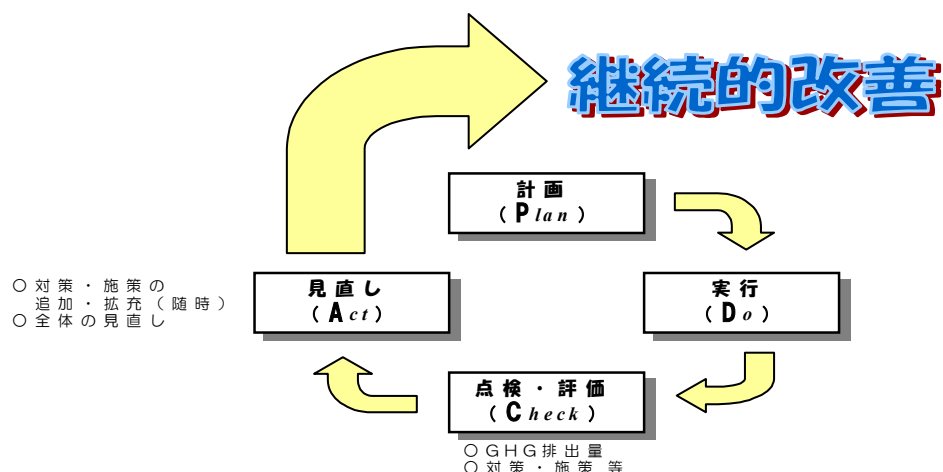
交通渋滞が著しいポイントについて、ネットワークの整備や交差点改良などにより交通渋滞を解消・緩和や交通流の円滑化

⑩ 廃棄物の発生抑制と再資源化の促進

廃棄物の発生抑制、減量化・再資源化を促進し、省エネルギー・省資源を意識した生活や事業活動を促進

(5) 計画の推進体制

- ① 計画を着実に推進し、実効あるものとするため、県民、NPO、事業者、行政で組織する「千葉県地球温暖化防止計画推進会議（仮称）」を設置します。
- ② マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れ、定期的に計画の進行状況等を点検・評価し、対策の追加など継続的な改善を図りながら計画の進行管理を行い、適切な時期に見直しを行います。



3 計画の普及・啓発

地球温暖化防止の取組について、以下の方法により 600 万県民や事業者等への呼びかけや啓発事業を行います。

- ・ 県民向け温暖化防止シンポジウムの開催（県内 3 地域で予定）
- ・ 県ホームページ、県民だより等に掲載
- ・ 啓発用リーフレットの作成・配布
（県、市町村関係機関窓口、各種イベント等での配布）
- ・ 千葉県地球温暖化防止活動推進員による地域の県民への啓発
（この一環として、平成 18 年 6 月から「CO2CO2ダイエット出前講座」を開始）